

介護保険料

65歳以上の方の介護保険料は3年ごとに見直され、介護サービスに係る総費用や、人数に応じて基準額が決まります。今回の見直しでは、国で示された基準所得金額に沿って、保険料段階を改正します。

段階	対象者	保険料年額(保険料の調整率)
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	19,400円(基準額×0.3)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	22,600円(基準額×0.35)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	42,100円(基準額×0.65)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	58,300円(基準額×0.9)
第5段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	64,800円(基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	71,200円(基準額×1.1)
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	77,700円(基準額×1.2)
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	84,200円(基準額×1.3)
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 320万円以上420万円 未満の人	97,200円(基準額×1.5)
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 420万円以上520万円 未満の人	106,900円(基準額×1.65)
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 520万円以上620万円 未満の人	113,400円(基準額×1.75)
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 620万円以上720万円 未満の人	123,100円(基準額×1.9)
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 720万円以上800万円 未満の人	129,600円(基準額×2.0)
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の人	145,800円(基準額×2.25)

▶問い合わせ 高齢福祉課 ☎0287(62)7191

国民健康保険税

《課税限度額の改正》

課税限度額とは、保険税負担額に一定の限度を設ける制度です。幅広い所得層から負担してもらうため、次のとおり改正します。

	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分	合計
改正前	65万円	20万円	17万円	102万円
改正後	変更なし	22万円	変更なし	104万円

▶問い合わせ 国民保年金課 ☎0287(62)7143

各種保険料の見直し

保険料は、均等割額と所得割率の合計額で個人ごとに計算されます。

《後期高齢者医療保険料の賦課限度額の改正》

保険料率は、高齢化や医療技術の進歩などの影響による1人当たりの医療費の増加に対応するため、2年に一度見直されます。賦課限度額とは、賦課される保険料(年額)の上限額のことです。令和6・7年度の保険料率などは次のとおりです。

	令和4・5年度	令和6・7年度
均等割額	43,200円	45,600円
所得割率	8.54%	8.84%
賦課限度額	66万円	80万円

令和6年度は、所得割率・賦課限度額に激変緩和措置が講じられます。



詳細はホームページへ

《後期高齢者医療保険料の軽減判定所得基準の改正》

前年中の世帯の所得が一定の金額以下の均等割額軽減対象者を拡大するため、判定所得基準を次のとおり改正します。

均等割額軽減判定所得基準	5割軽減	基礎控除額(43万円)	+29万5千円 ×被保険者数	+10万円 ×(給与所得者など*の数-1)
	2割軽減		+54万5千円 ×被保険者数	

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。▶問い合わせ 県後期高齢者医療広域連合 ☎028(627)6805

《「協会けんぽ」保険料率の改定》

中小企業などで働く人やその家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の保険料率が、4月納付分から変わりました。詳細は協会けんぽのホームページを確認してください。



▶問い合わせ 協会けんぽ栃木支部 ☎028(616)1692

種別	保険料率	
	これまで	4月納付分から
健康保険料率	9.96%	9.79%
介護保険料率	1.82%	1.60%

国民健康保険税の見直し

前年中の世帯の所得が一定の金額以下の場合、均等割額と平等割額を7割・5割・2割軽減します。5割軽減と2割軽減の対象者を拡大するため、判定所得基準を次のとおり改正します。

法定軽減判定所得基準	7割軽減	基礎控除額(43万円)	+29万5千円 ×被保険者数	+10万円 ×(給与所得者など*の数-1)
	5割軽減			
	2割軽減			

※一定の給与所得者と公的年金などの支給を受ける人。

法定軽減は、世帯主や被保険者が収入の申告をしていないと、受けることができません。

- ・令和5年中に収入がない20歳以上の人
 - ・収入が遺族年金・障害年金などの非課税収入のみの人
- 収入申告が必要です



▶問い合わせ 課税課 ☎0287(62)7120

保険料(税)を改正します

今回の改正では、赤色の文字で示した箇所が変わります。